

農道整備工事（ほ場整備工事の舗装含む）検査指摘事項例

1 書類検査指摘事項 ※工事全般の記載事項を除く

(1) 施工体制関係

(2) 施工計画書関係

- 路床改良や舗装工の施工方法（使用機種、品質管理試験等）を詳しく記載すること
- プルーフローリング（時期、使用機種）について記載すること
- 舗装の横断勾配の設定について記載すること（設計図書に示されていない場合）

(3) 施工管理（出来形・品質）関係

- プルーフローリングの結果を整理すること（舗装調査・試験法便覧 G023 様式）
- 路床改良は適切な混合機械（ミキシングバケット等）を使用すること
- 路床改良の密度試験を基準どおり実施すること
- 路床改良後すぐにプルフロをせず強度発現後（養生後）に行うこと
- 現場密度試験等は適用する基準（農林水産省農村振興局）の頻度で実施すること
- 舗装の温度管理（出荷、到着、舗設、交通開放時）を行い記録すること
- アスファルトの平坦性試験を原則全線で実施すること（一部省略する場合は要協議）

(4) 写真管理関係

- 路床・路盤の清掃状況を施工前に撮影すること（特に山林・農地周り）
- 構造物、舗装継目の乳剤散布状況が分かるように撮影すること
- パイプライン弁室等の構造物周辺の小型機械転圧状況を撮影すること
- プルーフローリング試験状況を路床改良前後とも撮影すること
- 隅切 1.5m が確保できているか写真管理すること

(5) 材料関係

- 乳剤が製造後 60 日を経過していないことがわかるようにすること

(6) 安全管理関係

(7) 産廃・再生資源関係

- カッター汚泥等は施工方法に応じ適正に処分すること

(8) その他全般

2 現地検査指摘事項

- 路肩盛土の崩壊や洗掘箇所を補修すること
- 側溝や柵周辺の埋戻し不足を補修すること
- 舗装端部の浮きやひび割れを補修すること
- 弁室周辺の沈下や舗装不良を補修すること
- 舗装の密度試験箇所（コア抜き）の埋戻し不足を補修すること
- 小雨でも降雨時に路床改良を行わないこと
- コンクリート 2 次製品の欠損箇所を補修すること
- ガードレール根入れ不足箇所を補修すること
- 区画線は設計どおりの車道幅を確保できる位置に引くこと
- 現場内の舗装ガラや残材を清掃すること
- 指摘項目について全線点検を実施すること